

令和7年度知財経済調査報告書の分析

エグゼクティブサマリー

本報告書は、特許庁¹の請負で知的財産研究所²が作成した178ページの調査であり、主題は三つに整理できる。第Ⅰ章は、環境関連R&DとGX特許が企業価値・利益・技術輸出にどう効くかを、日本の上場企業データで実証する。第Ⅱ章は、特許ポートフォリオの量・質・構造がROAやトービンのQに与える影響を分析し、補論で知財開示と市場評価の関係まで踏み込む。第Ⅲ章は、EPIP2025と主要国際誌を材料に、特許庁のEBPMに資する新規研究テーマを三つ提案する。報告書全体のメッセージは一貫しており、「特許は件数より質、単独指標より構造、制度運用は件数管理よりアウトカム評価へ」という方向性である。³

内容面で最も重要なのは、第Ⅰ章が「GX特許の量は負、質は正」という対照的な結果を示し、第Ⅱ章が「研究開発能力の高い企業では、探索と深化の両立が成果につながる」と結論づけている点である。補論では、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂を利用し、知財開示の増加が市場評価の上昇に結び付く可能性を示した。第Ⅲ章は、GX関連特許の審査加速の効果、明細書の開示品質、代理人の質という三つのテーマを次年度以降の有望課題として挙げている。方向性としては説得的で、現行の知財政策議論とかなり噛み合っている。⁴

ただし、厳密な「因果推定の確定版」とみなすには留保が必要である。第Ⅰ章の操作変数は産業全体の環境R&Dや販売先産業のGX特許出願に依拠しており、業績に直接効かないという除外制約は強い仮定である。第Ⅱ章はサンプルが「上場かつ出願経験企業」に限られ、しかも使用するIIPパテントDB2024年版は2023年7月時点までの標準データに基づくため、報告書自身も2024年度側の特許情報は不完全だと認めている。補論の開示指標も、有価証券報告書中の「特許」という語の出現回数というかなり狭い代理変数である。要するに、結論は興味深く政策的に有用だが、頑健性・再現性・外部妥当性にはまだ詰める余地が大きい。⁵

公開後の外部反応は、本レビュー時点ではまだ限定的である。公式には、特許庁が2026年4月15日に新着として掲載しており、公開から日が浅い。他方で、報告書の問題設定自体は、GXTIの国際展開、CGコードにおける知財投資開示、そして海外知財庁のチーフエコノミスト機能と強く整合しており、制度文脈との接続ははっきりしている。つまり、今すぐ大きな反響を呼んだというより、既に進んでいる「知財政策の経済学化」の日本版実務レポートとして位置づけるのが妥当である。⁶

報告書の構成と主要知見

本報告書の構成は明快である。第Ⅰ章はGXと企業成果、第Ⅱ章はポートフォリオ戦略と企業成果、第Ⅲ章は内外研究のサーベイと次の研究課題という並びで、いずれも「知財制度を件数ではなく経済的アウトカムで評価する」という共通の視点に立っている。はじめにでも、特許情報の分析は出願件数だけでなく、政策動向・市場動向・知財戦略を含めて総合的に行う必要があると明示されている。⁷

| 図表 | 何を示すか | 実質的な読み筋 | 根拠 |
|-------|----------------------------|--|--------------|
| 図1・図2 | 企業の環境R&DとエネルギーR&Dの金額・比率の推移 | 環境R&Dは長期的に増加、エネルギーR&Dは近年やや伸び悩み。第Ⅰ章の問題意識の出発点。 | ⁸ |

| 図表 | 何を示すか | 実質的な読み筋 | 根拠 |
|-------------|---------------------------------|--|----|
| 図4・図5 | 全特許に占める GX 出願比率と GX 被引用比率 | GX 出願比率は 2000 年代から上がり 2012 年ごろに山を作った後おおむね安定、被引用比率は 2012 年ごろから低下。 | 9 |
| 表1・表9・表10 | 環境 R&D、GX 出願件数、GX 被引用件数と企業成果の関係 | GX 特許は「量が負、質が正」。媒介分析では環境 R&D の直接効果は重く、GX の質経由の効果は前向き。 | 10 |
| 表17・表18・表19 | すべての R&D と GX 特許、技術輸出との関係 | 環境 R&D 単独ではなく、全 R&D から生まれる GX の質が成果を押し上げる余地。技術輸出は識別制約あり。 | 11 |
| 表10・表11 | ポートフォリオ戦略と開示の効果 | 出願量単独は短期収益性にマイナス寄りだが、質・探索・深化・開示が条件付きで重要。 | 12 |
| 第III章第5節 | 次の研究課題の提案 | GX 審査加速、明細書の開示品質、代理人の質という三つの提案は、実務との接続が強い。 | 13 |

第 I 章のキーファインディングは、要約だけでもかなり強い。GX 特許の出願件数は企業評価・企業業績に負の影響、被引用件数は正の影響を持ち、その正の効果は「すべての特許」の被引用件数より大きい可能性がある。さらに、環境 R&D 投資は直接効果と GX 特許を介した間接効果の双方で負の可能性がある一方、すべての R&D 投資は直接・間接の双方で正の効果を持つと整理されている。これは、環境目的にラベルされた投資それ自体よりも、広い研究開発基盤から生まれる高品質 GX 特許のほうが市場に評価されやすい、という含意を持つ。¹⁴

第 II 章は、より「経営戦略論」に近い。平均的には、特許ポートフォリオは量より質が収益性に結び付き、研究開発能力が高い企業では出願件数ストックの効果も正に転じる。さらに、研究開発能力が高い企業ほど、低 HHI すなわち探索の便益が大きく、同時に高 RTA すなわち優位分野での深化の便益も大きい。ここで重要なのは、「多角化か集中か」という二択ではなく、研究開発能力を条件に両方を成立させる“両利き”が示唆されている点である。¹⁵

補論も見逃せない。CG コード改訂を制度ショックとして用いた 2SLS 推計では、改訂が開示件数を平均 2.2% 増加させ、それを通じて PBR を約 14.4%、トービンの Q を約 9.2% 押し上げたと報告している。報告書自身が「外生性や指標の狭さに精緻化の余地がある」と認めつつも、知財活動の情報開示が市場評価を改善するという予備的証拠としてはかなり重要である。¹⁶

第 III 章の政策提案は、実務的にも具体的だ。GX 関連特許の早期審査・スーパー早期審査が企業の環境・経済パフォーマンスを改善しているか、明細書の開示品質が後続引用を促しているか、代理人の質が登録査定や特許価値に効くか、という三つの問いはいずれも特許庁の制度運用に直結する。単なる文献整理で終わらず、必要データ、識別手法、政策的便益まで踏み込んでいるのが第 III 章の強みである。¹³

以下のフローチャートは、報告書が置いている主要な因果主張を整理したものである。¹⁷

flowchart LR

```

A[環境R&D投資] -->|直接効果は短期に負の可能性| B[企業成果・市場評価]
A -->|正| C[GX特許件数]
A -->|限定的または不明確| D[GX特許被引用件数]
C -->|負| B
D -->|負| B

```

D -->|正| B

E[すべてのR&D投資] -->|正| C

E -->|正| D

F[研究開発能力が高い企業] -->|探索の便益拡大| G[低HHI]

F -->|深化の便益拡大| H[高RTA]

G -->|正| I[ROA・Tobin's Q]

H -->|正| I

J[CGコード改訂] --> K[知財開示増加]

K --> L[市場評価上昇]

データ・方法・統計主張の検証

データ基盤は、日本の知財実証研究としてはかなり充実している。第Ⅰ章は、総務省¹⁸「科学技術研究調査」の企業別 R&D データ、IIP パテント DB、GXTI、PATSTAT、財務・株価データ、技術輸出額を接続している。第Ⅱ章は、日経 NEEDS、東洋経済株価データ、IIP パテント DB 2024 年版を接続し、対応付けには科学技術・学術政策研究所¹⁹ 企業名辞書を用いている。データ接続の発想自体は適切で、日本の制度研究として希少価値が高い。²⁰

一方で、再現可能性の壁も高い。IIP パテント DB 2024 年版は、特許庁の標準データの 2023 年 7 月 10 日提供分までを基に作成された研究用 DB であり、学術研究目的に限定して提供される。第Ⅱ章も、サンプル期間は 2002-2024 年度だが、特許データが完全に揃うのは 2022 年 12 月ごろまでだと明記している。つまり、報告書の主要結論は信頼に値するが、第三者が同じ結果をそのまま公開データだけで再現することは難しい。

²¹

| 主張 | 報告書での位置づけ | 原出典での確認 | 判定 |
|-------------------------------------|--------------|--|---------------------------------|
| 企業の環境 R&D は長期的に増加している | 第Ⅰ章の問題設定の土台。 | 企業の特定期別研究費で、環境は 2023 年度 1 兆 507 億円、2024 年度 1 兆 1659 億円。増加方向は確認できる。 | おおむね整合。 ⁸ |
| GXTI は GX 特許識別の公式基盤である | 第Ⅰ章の分類基盤。 | GXTI は特許庁が 2022 年 6 月に作成した区分表で、検索式も公開。 | 整合。 ²² |
| 第Ⅱ章は IIP DB 2024 と NISTEP 辞書で接続している | 中核的データ処理。 | IIP DB 2024 の存在と仕様、NISTEP 企業名辞書 ver.2024_1 の公開は原出典で確認できる。 | 整合。 ²³ |
| 2021 年 CG コード改訂が知財開示の制度的背景である | 補論の識別戦略。 | JPX FAQ は、補充原則 3-1③ で人的資本・知的財産への投資等の開示が期待されると説明。 | 制度前提は確認。効果量は回帰依存。 ²⁴ |
| 技術輸出分析は環境技術だけを識別していない | 第Ⅰ章の制約。 | 報告書自身が、環境関連技術のみの輸出額データは存在しないと明記。 | 制約の認識は明確。 ²⁵ |
| 第Ⅱ章のサンプルは出願経験企業に限られる | 外部妥当性の限界。 | 報告書自身が、出願経験のない企業はサンプルから除外と明記。 | 制約は重要。 ²⁶ |

特に第1章については、統計主張のうち「方向」はかなりよく支えられているが、「大きさ」の検証は難しい。報告書は企業固定効果、年固定効果、2期ラグ、企業クラスター標準誤差を用い、さらに内生性に対処するため操作変数法とIV媒介分析、ブートストラップ999回を採用している。方法の筋は通っているが、報告書自身も「精緻な構造モデル」を作るより、媒介効果の存在可能性を示すことに主眼があると述べている。したがって、政策評価として読む場合は、係数そのものより符号とメカニズムの一貫性を重視すべきである。

27

第II章も同様で、要点は比較的再確認しやすい。まとめ表では、出願件数ストックはROAにマイナス、被引用件数ストックはROAにプラス、研究開発ストックとの交差項は出願量・RTAでプラス、HHIでマイナスと整理されている。つまり、単純な「特許を増やせばよい」ではなく、「研究開発能力と整合した質・配分」が重要だという結論は、統計の細部が読めなくても十分に読み取れる。

28

公開後の反応と政策文脈

公開タイミングに関する事実関係は明確である。報告書自体は令和8年3月付だが、特許庁の新着情報では2026年4月15日に掲載が告知されている。したがって、本レビュー時点で反応が薄いのは不自然ではなく、まずは政府内・知財実務コミュニティ向けの基礎資料として出た段階だとみるべきである。

29

| 時点 | 出来事 | この報告書との関係 | 根拠 |
|------------|------------|-----------------------------------|----|
| 2021年6月 | CGコード改訂 | 補論の「制度ショック」の前提。知財投資開示が要請される文脈が形成。 | 30 |
| 2022年6月 | GXTI作成 | 第I章のGX特許識別の制度基盤。 | 31 |
| 2025年9月 | EPIP2025開催 | 第III章の文献選定の中核情報源。 | 32 |
| 2026年3月 | 報告書作成 | 成果物としての基準時点。 | 33 |
| 2026年4月15日 | 特許庁が掲載 | 公式公表の開始点。 | 34 |

国内の政策・実務文脈との整合性は高い。日本取引所グループ³⁵のFAQは、補充原則3-1③における知的財産投資の開示を、各社の業種・事業特性を踏まえた「経営資源の配分」の情報開示として説明している。これは、第II章補論が「知財開示が情報の非対称性を緩和し、市場評価を改善しうる」と示した方向性と一致している。直接の反応というより、報告書がすでに進行中の制度設計と同じ方向を向いている、という捉え方が適切である。

36

GX文脈でも同様である。GXTIの公式ページは、区分表を2022年に作成し、2025年にもIPC対応更新を行い、今後は米欧中韓の特許庁やWIPOと活用・改善を議論するとしている。つまり、第I章のGX分析は、独自分類ではなく、今後の国際対話を見据えた特許庁の標準インフラ上に乗っている。ここは報告書の政策的な強みである。

31

国際文脈では、EPIP2025がアントワープ大学³⁷で開催され、報告書第III章はその発表群と主要国際誌を基礎にサーベイを組んでいる。また、米国特許商標庁³⁸にはOffice of the Chief Economistがあり、世界知的所有権機関³⁹にもEconomics and Data Analyticsの専任部門がある。第III章の構成は、こうした海外知財機関の「経済分析を政策に結びつける」実践と整合的で、日本の特許庁もその潮流に本格的に乗ろうとしていることが分かる。なお、本報告書自体を名指しした海外機関の公的コメントは、本レビュー時点では確認できなかった。

40

学術・産業・メディアの明示的な論評はまだ少ないが、むしろそれが報告書の性格を示している。これは一般向け白書というより、行政と一部研究者コミュニティの境界にある「政策研究レポート」であり、まず制度・データ・次年度研究課題の設計に効くタイプの文書である。その意味で、反響が薄いこと自体は弱点ではなく、公開から数週間しか経っていない現段階では自然な受け止めである。 41

批判的評価

本報告書の最大の強みは、日本では珍しいレベルでマイクロデータを接続し、しかも知財を「量」だけではなく「質」「構造」「開示」にまで広げていることである。第Ⅰ章は環境 R&D と GX 特許の関係を、単なる件数比較ではなく、媒介効果と技術輸出まで含めて追っている。第Ⅱ章は HHI と RTA を探索・深化の概念で読み替え、第Ⅲ章はそこから次年度の実証設計に落としている。個々の章が独立しているように見えて、実際には「知財制度をアウトカムで評価する」という一本の背骨が通っている。 42

ただし、第Ⅰ章の識別戦略には慎重さが必要だ。操作変数に用いた「産業全体の環境 R&D」や「販売先企業が属する産業全体の GX 特許出願件数」は、当該企業の成果を処置変数経由でのみ動かすと仮定しているが、実際には需要ショック、サプライチェーン再編、GX 補助政策、業界景況などを通じて結果変数に直接効く可能性がある。報告書は方法を明確に書いているものの、この点の除外制約はかなり強い。したがって、「GX 特許の質は有効」という方向性は支持できても、係数の因果解釈はやや強めに出ている可能性がある。 27

第Ⅰ章の記述統計には、もう一つ気になる点がある。図1の環境研究費の金額水準は、総務省の原表と概ね整合する一方、図2の「環境 R&D 比率」は近年値が原出典の企業表の構成比より高く見える。原表では環境の構成比は 2023 年度 6.5%、2024 年度 6.7%だが、図2の青線は近年でそれよりかなり上方に描かれているように読める。ここは、環境とエネルギーが重複計上なのか、分母が異なるのか、あるいは作図上の定義が異なるのか、本文で補足が必要だった。統計の本体ではなく可視化の問題かもしれないが、政策報告ではこうした図の定義不一致が読者の理解を大きく左右する。 8

第Ⅱ章は、実務含意が大きい半面、サンプル選択の偏りがある。対象は上場企業で、しかも出願経験企業に限られる。したがって、スタートアップ、未上場企業、意匠・商標中心企業、営業秘密中心企業には一般化しにくい。また、特許の質を被引用件数で測るのは標準的だが、それは後行的・観測遅延のある代理変数であり、投資家がリアルタイムに観察できる情報とはズレる。この点を補うために補論で開示を扱っているのは巧いが、だからこそ本編と補論を統合した構造推定まで進めてほしかったとも言える。 43

補論の開示分析は面白いが、まだ予備的証拠の域を出ない。報告書自身が認める通り、開示指標は「特許」という語の出現回数に限られ、統合報告書や知財戦略説明会、特許の質的な内訳は捉えていない。さらに、2021 年前後は CG コード改訂だけでなく、プライム市場移行や ESG・無形資産開示の広がり重なった時期であり、制度改訂タミーがそれらと完全に切り分けられているとはいえない。それでも、制度変更と市場評価の橋をかけようとした点には大きな価値がある。 44

第Ⅲ章は有用だが、文献選定が EPIP2025 と主要国際誌中心であるため、法学系の制度解釈研究、日本語圏・アジア圏の政策文献、事例ベースの行政評価は相対的に薄くなる。これは意図的なスコープ設定だろうが、日本の政策立案に直接使うなら、量的研究だけでなく審査実務、審判、訴訟、標準化、営業秘密を含む「制度横断」のレビューも併置したほうが立体的になる。 45

政策含意と改善提案

政策的には、本報告書は「件数志向の知財政策」から「質・構造・開示・アウトカム志向の知財政策」への移行を後押ししている。第Ⅰ章と第Ⅱ章を合わせて読むと、特許件数を増やすだけでは不十分で、高品質特許の創出、研究開発能力に見合った探索と深化の配分、そして投資家への情報開示まで含めて政策設計すべきだということになる。これは、早期審査、審査コミュニケーション、分野別審査ハンドブック、知財開示ガイダンスを別々ではなく、一つの政策パッケージとして評価すべきだという含意を持つ。 46

第 I 章を次に活かすなら、GX 関連の早期審査・スーパー早期審査を、単なる処理速度ではなく CO2 排出、売上、企業価値、技術輸出、グリーン売上比率と結び付けて追跡するべきである。第 III 章自身が PSM と DID、さらに特許テキストの意味類似度分析による破壊性指標を提案しており、これは非常に筋が良い。特許庁が既にグリーン関連出願を早期審査の対象としている以上、処理件数ではなく成果指標で評価する仕組みに進むのが自然である。⁴⁷

第 II 章については、研究開発能力の測定とポートフォリオ構造の頑健性検証を強化したい。研究開発ストックの PIM パラメータは慣用値として $g=0.05$ 、 $\delta=0.15$ を置いているが、代替仮定でどこまで結論が安定するかを追試できる形で示すべきである。また、IPC 3 桁レベルの HHI と RTA は実務上わかりやすい反面、技術融合やソフトウェア・データ集約型技術の境界をやや粗く捉える。AI、ソフトウェア、標準必須特許、営業秘密との代替関係を踏まえるなら、将来的にはテキスト埋め込みやネットワーク指標を併用したほうがよい。⁴⁸

開示分析は、政策的にすぐ改善できる。まず、指標を有価証券報告書の語数から、統合報告書、決算説明資料、知財・無形資産ポリシー、特許の質指標、ライセンス収益、標準化活動、営業秘密管理体制まで広げるべきである。JPX の制度趣旨自体が、知的財産への投資を経営資源配分として開示せよというものだから、現在の proxy は狭すぎる。補論の推計結果はそのままでも意味があるが、今回は「何をどこまで、どう説明したとき市場が反応するか」に踏み込むと政策価値が一段上がる。³⁶

最後に、報告書の再現可能性を高めるため、特許庁には付録水準の透明性向上を提案したい。少なくとも、マッチング手順、変数定義、ウィンザー化やラグ設定、採用した GXTI 検索式、感度分析の範囲は、第三者が追試可能な形で別冊公開できる。IIP パテント DB や NISTEP 企業名辞書という優れた基盤が既にあるのだから、次のボトルネックはデータそのものより、分析設計の共有である。そうなれば本シリーズは「行政委託調査」から、一段上の「日本版 IP-EBPM の公共研究インフラ」へ進化できる。⁴⁹

1 3 4 5 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 22 23 25 26 27 28 29 33 35 37 39
42 43 44 45 46 47 48 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/keizai_yakuwari/report_2025.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/keizai_yakuwari/report_2025.pdf

2 6 34 41 https://www.jpo.go.jp/n_ml_home-whatsnew.html

https://www.jpo.go.jp/n_ml_home-whatsnew.html

21 38 49 <https://www.iip.or.jp/patentdb/index.html>

<https://www.iip.or.jp/patentdb/index.html>

24 36 <https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8347.html>

<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8347.html>

30 <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>

31 <https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

32 40 <https://epip2025.eu/>

<https://epip2025.eu/>